

がん登録等の推進に関する法律に基づく診療所指定要領

第1 趣旨

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第1項の届出において、同条第2項に基づき山形県知事が指定する診療所に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 指定の申請

第6条第2項の規定による指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における指定申請書（様式1）」を、届出を開始しようとする年の前年11月末日までに、山形県知事に提出するものとする。

第3 指定

山形県知事は、第2項の規定により申請書を受理した場合は、法第6条第2項に規定する診療所として指定を行い、「全国がん登録における指定書（様式2）」により通知する。

なお、指定は各年1月1日付けで行い、年途中の指定は行わないものとする。

第4 指定期間

指定の効果は、第6による診療所の辞退、第7による指定の取消しが行われるまで、継続するものとする。

第5 指定内容の変更

指定された診療所の申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定内容変更届（様式3）」を速やかに山形県知事に提出するものとする。

第6 辞退

指定診療所が、法第6条第4項の規定により指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定辞退届（様式4）」を山形県知事に提出するものとする。

第7 指定の取消し

山形県知事は、指定を受けた診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、又は診療所が届出を行うことが不相当であると認めるときは、法第6条第5項の規定により、指定を取り消すことができる。

第8 指定日と届出義務の発生する対象の関係

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以降に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成27年10月13日から施行する。
- 2 平成28年1月1日付けで指定を行う診療所に係る第2の規定の適用については、同項中「法第6条1項の届出を開始しようとする年の前年の11月末日」とあるのは「別に定める日」とする。
- 3 この要領は、令和2年3月25日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年6月14日から施行する。